

標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸告示第五百七十五号）

最終改正 令和六年 国土交通省告示第百十号

目次

- 第一章 総則（第一条 第二条）
- 第二章 運送業務等
- 第一节 通則
- 第二节 運送の申込み及び引受け（第六条―第十七条）
- 第三节 積付け（第十八条）
- 第四节 貨物の受取及び引渡し（第十九条―第二十六条）
- 第五節 指図（第二十七条―第三十条）
- 第六節 事故（第三十一条―第三十三条）
- 第七節 運賃、料金等（第三十二条 第三十八条 第九節 責任（第三十九条―第五十二条）
- 第九節 連絡運輸（第五十三条―第六十条）
- 第三章 積込み又は取卸し等（第六十一条―第六十四条）

第一章 総則

（事業の運轉）

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 3 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
- 4 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

- 第二条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 運送業務等

第一节 通則

- （受付日時）第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- 2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- （運送の順序）第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- （引渡期間）第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
- 一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
- 二 日未満の経数は一日とします。
- 三 集配期間 集貨及び配車を伴う場合にあつては各一日
- 2 前項の規定による引渡期間の満後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。

（運送の申込み）

- 第六条 当店は、貨物の運送を申込みする者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。
- 一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
- 三 集貨及び配車又は発送及び到着の希望日時
- 四 集貨先及び配達先又は送地及び到着地（同地、アパートその他他層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）
- 五 運送の取扱種別
- 六 運賃、料金 第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第十七条第一項に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料等（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法
- 七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 八 高価品については、貨物の種類及び価額
- 九 第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
- 十 第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
- 十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨
- 十二 特約事項があるときは、その内容
- 十三 本約款の内容について承諾する旨
- 十四 その他その貨物の運送に関し必要な事項

- 2 前項において、当店は電報の方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて当店で定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を選定しているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申請書に記載すべき事項を電報の方法により提供することができるものとします。この場合において、申込者は、当該運送申込みを提出したものとみなします。
- （運送の引受け）第七条 当店は、前条第二項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者と協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を受付します。
- 一 集貨及び配車又は発送及び到着の予定日時
- 二 運賃、料金等又は積込料及び取卸料

- 2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書記載すべき事項についてより提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を受付したものとみなします。
- （貨物の種類及び性質の運送）第八条 当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を通知することと申込者に求めることがあります。
- 2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、は、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
- 3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。
- 4 当店は、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。
- （引受拒絶）第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
- 一 当該運送の申込みが、この運送約款によらなものであるとき。
- 二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
- 三 当該運送に適する設備がないとき。
- 四 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
- 五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

- （高価品及び貴重品）第十条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
- 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、貴金属その他の貴金属、象牙、ジュエリー、タンクステンその他の稀貴金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、ペーパー、珊瑚及び各その製品
- 二 美術品及び骨董品
- 三 容器及び荷造りに加え、キログラム当たりの価額が二万円を超える貨物（動物を除く。）
- 2 前項第二号の一のキログラム当たりの価額の計算は、一荷造りごとに、これをします。
- 3 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。
- （運送の取扱種別等不明な場合）第十一条 当店は、荷受人、第七條第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みするに当たり、運送の取扱種別その他その運送に関し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷受人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送の方法とします。
- （荷造り）第十二条 荷受人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りをする必要があります。
- 2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要の荷造りを要求します。
- 3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損傷を与えないと認め、かつ、荷受人が書面に十分な荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受け、ことがあります。

- （外装表示）第十三条 荷受人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認めた事項については、この限りではありません。
- 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
- 二 品名
- 三 個数
- 四 その他運送の取扱いに必要な事項
- 2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に添付することができます。
- （動物等の運送）第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
- 一 当店において、集貨、積込み又は受取の日時を指定すること。
- 二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

- （危険品についての特則）第十五条 荷受人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、そのを当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全に運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。
- （連絡運輸）第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。

（利用運送及び利用運送手数料）

- 第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。
- 2 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を受取します。
- 3 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を受取します。
- 4 第一項の通知を行わなかつた運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は取収しません。

第三節 積付け

- （積付け）第十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
- 2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

（受取及び引渡しの場合）

- 第十九条 当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送先において荷送人又は荷受人の指定する者が貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
- （荷理者等に対する引渡し）第二十条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
- 一 荷受人が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
- 二 船舶、寄宿舍、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者
- （留置権の行使）第二十一条 当店は、貨物に関する受取取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
- 2 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかつたときは、当店は、その支払を受けなかつた、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の催告）

- 第二十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定めて貨物の処分につき指図すべきことを催告することがあります。
- 2 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。
- （引渡不能の貨物の寄託）第二十三条 当店は、荷受人を通知することができない場合は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫業者に寄託することがあります。
- 2 前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 3 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
- 4 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡し請求があつた場合において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の供託）

- 第二十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は第二十二項の場合には、その貨物を供託することがあります。
- 2 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- （引渡不能の貨物の販売）第二十五条 当店は、第二十二條の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を販売することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十二條の催告をしないも販売することがあります。
- 3 当店は、前二項の規定により貨物の販売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 4 当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の販売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求若しくは販売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人に対する支払を請求するものとします。これを荷送人に交付し、又は供託します。

（引渡不能の貨物の任意売却）

- 第二十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合は第二十二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十二條手続をとらなかつたときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することがあります。
- 2 前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。
- （貨物の処分権）第二十七条 荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることがあります。
- 2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到着地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
- 3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書提出しなければなりません。
- （指図に応じない場合）第二十八条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第二項の規定による指図に応じないことがあります。
- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節 事故

- （事故の際の措置）第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
- 一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害が発生したとき。
- 二 当初の運送経路又は運送方法によることができないとつたとき。
- 三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
- 2 当店は、前項各号の場合において、指図を待つていまとがなかつたときは、又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
- 3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。
- （危険品等の処分）第三十条 当店は、第二十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他の運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除くための処分をすることがあります。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じますと同様とします。
- 2 前項前段の処分には、必要と認めるときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

- 第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に關し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内の限りに、事故証明書を発行します。
- 2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降に限り、発行することがあります。
- （賠償請求の履行）第三十二条 当店は、貨物の引渡しの日以降に限り、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等）

- 第三十三条 運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。
- 2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを受取します。
- 3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、貨金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が相当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。
- 4 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象としない運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第七節 運賃、料金等

- （運賃、料金等の受取方法）第三十四条 当店は、貨物を受取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を受取します。
- 2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に對し、運賃、料金等の不足を払い戻し、又は追徴します。
- 3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すまでに、運賃、料金等を荷受人から受取することを認めることがあります。
- （待機時間料）第三十五条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が第六十一条の貨物の積込み又は取卸し又は第六十二項に規定する附帯業務を行う場合における待機時間を除く。）に応じて、当店が別に定める料金を受取します。

（延滞料）

- 第三十六条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡したの日曜日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。
- （運賃請求権）第三十七条 当店は、貨物の全部又は一部が災害その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、若しくは相当程度の損傷に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を受取しているときは、これを払い戻します。
- 2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥の荷送人の責任による事由によつて滅失したときは、運賃、料金の全部を受取します。

（事故等と運賃、料金等）

- 第三十八条 当店は、第二十七條及び第二十九條の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既にを行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を受取します。ただし、既に、その貨物について運賃、料金等の全部又は一部を受取している場合には、不足あるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余額があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

（中止手数料）

- 第三十九条 当店は、運送の中止の場合には、荷送人が責任を負ふない事由によるものを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定の日曜日前まで中止の中止をしたときは、この限りではありません。
- 2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
- 一 運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十二パーセント以内
- 二 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十二パーセント以内
- 三 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十二パーセント以内

第八節 責任

- （責任の始期）第四十条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。
- （責任と差証）第四十一条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
- （運送申込書の記載の不完全等の責任）第四十二条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的紛擾その他の事由又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
- （高価品に対する特則）第四十三条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着につて損害賠償の責任を負いません。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しません。
- 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることが店長に知っていたとき。
- 二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

（責任の特別消滅事由）

- 第四十四条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しない貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができない一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から運送以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りです。
- 2 前項の規定は、貨物の引渡しの日、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。
- 3 荷受人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人の貨物の引渡しの日から運送以内に、荷送人が貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から運送を経過する日まで延長されたとみなします。
- （損害賠償の額）第四十五条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しされるべき地及び時ににおける貨物の価額によつて、これを定めます。
- 2 貨物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しされるべき地及び時ににおける引渡し一部滅失した貨物の価額と一部滅失又は損傷となつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
- 3 第三十六條第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

（除斥期間）

- 第四十六条 当店の責任は、貨物の引渡しされた日（貨物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しがされたべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないと、消滅します。
- 2 前項の期間は、貨物の滅失又は損傷が発生した後に限り、合理的に延長することができます。
- 3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害賠償請求し又は裁判上の請求をしたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をした日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。
- （賠償に基づく権利取得）第四十七条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（利用運送の際の責任）

- 第四十八条 当店は、他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合に、運送上の責任は、この約款によらず、当店が負います。
- （賠償に基づく権利取得）第四十九条 当店は、前条の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から收受することを認めることがあります。
- （中間運送人の権利）第五十条 当店の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三條第二項の規定を準用します。
- 第五十一条 連絡運輸の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代わつて、その権利を行使します。
- （責任の原則）第五十二条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。
- （運送約款等の適用）第五十三条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害が生じた事実が明らかである場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。
- （引渡期間）第五十四条 連絡運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに、日を加算したものとします。
- （損害賠償の処理）第五十五条 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払いをします。
- （損害賠償請求権の留保）第六十条 連絡運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。

第三章 積込み又は取卸し等

- （積込又は取卸し及び積込料又は取卸料）第六十一条 当店は、貨物の積込又は取卸しを受けた場合には、当店が別に定める料金は実際必要とした費用を受取し、当店の責任においてこれを行います。
- （附帯業務及び附帯業務料）第六十二条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、検封及び維持、梱入れ、ラベル貼り、はいて業その他の貨物自動車運送事業に附帯し一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金を取立て、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。
- （品代金の取立て）第六十三条 品代金の取立ての通付又は変更は、その貨物の荷送前に限り、これに応じます。
- 2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合は、当店が責任を負ふ事由により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。

（付保）

- 第六十四条 運送の申込みの際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によつて運送保険の締結を引き受けます。
- 2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

標準引越運送約款

(平成二年運輸省告示第五百七十七号)
最終改正 令和六年 国土交通省告示第二百十号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 見積り(第三条)
- 第三章 運送の引受け(第四条・第五条)
- 第四章 荷物の受取(第六条・第八条)
- 第五章 荷物の引渡し(第九条・第十二条)
- 第六章 指図(第十三条・第十四条)
- 第七章 事故(第十五条・第十七条)
- 第八章 運賃等(第十八条・第二十一条)
- 第九章 責任(第二十二条・第二十九条)

第一章 総 則

第一条 (適用範囲)

この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつてこの約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二条 (受付日時)

当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二章 見 積 り

(見 積 り)

第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」という。)を行います。

- 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。
 - 一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 二 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 三 荷物の受取日時及び引渡日
 - 四 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
 - 五 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
 - 六 解約手数料の額
 - 七 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
 - 八 荷送人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
 - 九 その他見積りに関し必要な事項
- 前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに横込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等に応じた運賃等の内容とに区分してわかりやすく記載します。
- 見積料は請求しません。ただし、発送地又は到達地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求するときは、見積りの際、この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。
- 当店は、見積りの際に内金、手付金等(前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。)を請求しません。
- 当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。
- 当店は、見積書に記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

第三章 運送の引受け

(引受拒絶)

第四条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

- 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 運送に適する設備がないとき。
- 運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
- 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。
 - 一 現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷送人において携帯することのできる貴重品
 - 二 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの
 - 三 動植物、ピアノ、美術品、骨重品等運送に当たつて特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの
- 申込者が第八条第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないもの

(運送運輸又は利用運送)

第五条 当店は、荷送人の利益を書ししない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第四章 荷物の受取

(荷物の受取を行う日時)

第六条 当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。

(荷 造 り)

第七条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2 当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

3 前二項の規定にかかわらず、当店は荷送人からの申込みに応じて、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

(荷物の種類及び性質の確認)

第八条 当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品(第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。)、壊れやすいもの、パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第二項において同じ。)、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するもの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷送人に求めま

す。

2 当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷送人が告げたことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができま

す。

3 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したところと異ならないときは、このために生じた損害を賠償しま

す。

4 第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担としま

第五章 荷物の引渡し

(荷物の引渡しを行う日)

第九条 当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷送人又は荷受人に対して通知します。

(荷受人が不在の場合の措置)

第十条 荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先に不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷送人に対し、荷受人に代わつて荷物を受け取る者(以下「代理受取人」という。)の氏名及び連絡先の申告を求めま

す。

2 荷受人が見積書に記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなしま

(引渡しができない場合の措置)

第十一条 当店は、荷受人又は代理受取人(以下「荷受人等」という。)を確認することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に

対し、相当の期間を定めて荷物の処分につき指図を求めま

す。

2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従つて行つた処分に要した費用は荷送人の負担としま

す。

第十二条 当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫営業者に寄託し又は供託し若しくは競売することがあります。

2 前項の規定による処分を行ったときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に対して通知しま

す。

3 第一項の規定による処分に要した費用は、荷送人の負担としま

す。

4 当店は、第一項の規定により競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託しま

す。

第六章 指 図

(指 図)

第十三条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができま

す。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができま

す。

第十四条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。

2 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知しま

第七章 事 故

(事故の際の措置)

第十五条 当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知しま

す。

2 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分に

つき指図を求めま

- 3 当店は、前項の場合において、指図を待つとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他適切な処分をしま
- 4 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知しま
- 5 第二項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 6 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知しま
- 7 当店は、荷物の一部の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知しま
- 8 当店は、荷物の危険品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあることを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をしま
- 9 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担としま
- 10 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知しま

(事故証明書の発行)

第十七条 当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に関し、証明の請求があつたときは、荷物を引き渡した日(滅失のときは見積書に記載した引渡日)から一年以内に限り、事故証明書を発行しま

第八章 運 賃 等

(運賃及び料金)

第十八条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりま

す。

2 運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載しま

す。

3 当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を收受しま

す。

第十九条 当店は、荷物を受け取る時に見積書に記載された支払方法により、荷送人から運賃等を收受しま

す。

2 当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求しま

す。

一 運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号

二 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号

三 運賃等の合計額及びその内訳(運賃等)の内容とに区分してわかりやすく記載しま

す。

四 当店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号

五 その他運賃等の収受に関し必要な事項

3 前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載しま

す。

4 変更が生じた場合は、当該変更に応じた所要の修正を行います。

5 前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなつた場合の修正については、次の各号に基づき行いま

す。

一 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積運賃等」という。)の合計額より少ない場

合、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正しま

す。

二 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等を超える場合、荷送人の責任による事由により見積運賃

等の算出の基礎に変化が生じたことに限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正しま

す。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を收受することを認めることがあ

ります。

4 当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を收受しま

す。

5 前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載しま

す。

6 変更が生じた場合は、当該変更に応じた所要の修正を行います。

7 前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなつた場合の修正については、次の各号に基づき行いま

す。

一 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積運賃等」という。)の合計額より少ない場

合、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正しま

す。

二 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等を超える場合、荷送人の責任による事由により見積運賃

等の算出の基礎に変化が生じたことに限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正しま

す。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を收受することを認めることがあ

ります。

4 当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を收受しま

す。

5 前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載しま

す。

6 変更が生じた場合は、当該変更に応じた所要の修正を行います。

7 前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなつた場合の修正については、次の各号に基づき行いま

す。

一 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積運賃等」という。)の合計額より少ない場

合、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正しま

す。

二 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等を超える場合、荷送人の責任による事由により見積運賃

等の算出の基礎に変化が生じたことに限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正しま

す。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を收受することを認めることがあ

ります。

4 当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を收受しま

す。

5 前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載しま

す。

6 変更が生じた場合は、当該変更に応じた所要の修正を行います。

7 前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなつた場合の修正については、次の各号に基づき行いま

す。

一 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積運賃等」という。)の合計額より少ない場

合、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正しま

す。

二 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等を超える場合、荷送人の責任による事由により見積運賃

等の算出の基礎に変化が生じたことに限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正しま

す。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を收受することを認めることがあ

ります。

4 当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を收受しま

す。

5 前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載しま

す。

6 変更が生じた場合は、当該変更に応じた所要の修正を行います。

7 前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなつた場合の修正については、次の各号に基づき行いま

す。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 利用運送契約

第一節 利用運送の申込み及び引受け（第三条―第十二条）

第二節 貨物の受取及び引渡し（第十三条―第二十二條）

第三節 運賃及び料金（第二十三条―第三十条）

第四節 事故及び指図（第三十一条―第三十四条）

第五節 責任（第三十五条―第四十四条）

第三章 附帯業務等（第四十五条―第四十九条）

第一章 総則

（事業の種類等）

第一条 当社は、鉄道運送事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）が行う貨物の運送又は当該運送を利用して貨物利用運送事業者が行う貨物の運送に係る次の貨物利用運送事業を行います。

第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する事業をいう。）

第二種貨物利用運送事業（同法同条第八項に規定する事業をいう。）

2 当社は、前項の事業に附帯する業務を行います。

（適用範囲）

第二条 当社の経営する貨物利用運送事業は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項は、法令又は一般の慣習によります。ただし、この約款に定めのない事項であって鉄道（軌道を含む。以下同じ。）による運送に係るものについては、その鉄道運送に適用される法令、その鉄道運送事業者の定めた約款その他の規則及びその鉄道運送において行われている慣習によります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 利用運送契約

第一節 利用運送の申込み及び引受け

（受付日時）

第三条 当社は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

（利用運送の順序）

第四条 当社は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、鉄道の輸送上の事由その他正当な事由があるときは、この限りではありません。

（利用運送の申込み）

第五条 当社に貨物の利用運送を申込み者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した利用運送申込書を提出しなければなりません。

一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二 貨物の品名、重量又は容積及び個数並びに荷造りの種類及び記号

三 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

四 集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時

五 集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）

六 作成年月日

七 発駅及び着駅

八 鉄道運送の取扱種別

九 運賃、料金（第二十五条に規定する積込料又は取卸料、第二十六条に規定する待機時間料、第四十五条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、諸掛金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

十 次に掲げる場合は、その旨

イ 貨物の車両又は鉄道の車両への積込み又は取卸しを委託するとき。

ロ 第二十五条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するとき。

ハ 第四十五条第一項に規定する附帯業務を委託するとき。

ニ 貨物の着扱店留置その他特別の取扱いを請求するとき。

ホ 着地の取扱店を指定するとき。

ヘ 運送保険契約を締結するとき。

ト 損傷その他貨物に異状があるとき。

チ 免責特約があるとき。

十一 その他必要な事項

- 2 前項において、当社が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社で定めるものをいう。以下同じ。）による利用運送の申込み方法を定めているときは、前項の利用運送申込書の提出に代えて、当該利用運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該利用運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第六条 当社は、前条第一項の利用運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した利用運送引受書を交付します。

一 集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

二 運賃、料金等の額

- 2 当社は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の利用運送引受書の交付に代えて、当該利用運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当社は、当該利用運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第七条 当社は利用運送の申込みがあったときは、貨物の種類及び性質を申告することを申込者に求めることがあります。

- 2 当社は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

- 3 当社は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の申告したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

- 4 当社が第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の申告したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

第八条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

一 当該利用運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。

二 申込者が、前条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三 当該利用運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。

四 当該利用運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。

五 天災、鉄道運輸事情の逼迫その他のやむを得ない事由があるとき。

（荷造り）

第九条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離、鉄道運送の取扱種別等に応じて、運送に耐えるように荷造りをしなければなりません。

- 2 当社は、荷造りが十分でない貨物であっても、当社が他の貨物に対して損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造不備による当該貨物の損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。

（外装表示等）

第十条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当社が、必要がないと認めたときは、この限りではありません。

一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二 品名

三 個数

四 その他貨物の取扱いに必要な事項

- 2 荷送人は、当社が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（貴重品及び危険品についての特則）

第十一条 荷送人（第六条第一項の利用運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）は、貴重品については、第五条第一項各号に掲げる事項のほか、当該貨物が貴重品である旨及び価額その他の必要な事項を利用運送申込書に明記しなければなりません。

- 2 荷送人は、危険品については、第五条第一項各号に掲げる事項のほか、当該貨物が危険品である旨を申告するとともに、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な事項を利用運送申込書に明記し、かつ、これらの事項を貨物の外部の見やすい箇所に表示しなければなりません。

3 前二項の貴重品及び危険品とは、それぞれ鉄道運送事業者の定める約款その他の規則による貴重品及び危険品をいいます。

(代替輸送)

第十二条 当社は、荷送人の利益を害しない限り、利用運送を引き受けた貨物の運送を他の運送機関による運送に変更することがあります。

2 前項の場合において、運送上の責任は、この約款に基づいて当社が負います。

第二節 貨物の受取及び引渡し

(受取及び引渡しの場所)

第十三条 当社は、利用運送申込書に記載された集貨先又は受取場所において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、利用運送申込書に記載された配達先又は引渡場所において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

(積付け、積み込み又は取卸し)

第十三条の二 貨物の積付けは、当社の責任においてこれを行います。

2 当社は、貨物の積み込み又は取卸しを引き受けた場合には、当社の責任においてこれを行います。

(管理者等に対する引渡し)

第十四条 当社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

- 一 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
- 二 配達先が前号以外の場合 その管理者又はこれに準ずる者

(再配達)

第十五条 当社は、荷受人の不在その他当社が責任を負わない事由により、配達した貨物を持戻ったときは、荷受人の請求により、その者の費用において再配達します。

2 当社は、貨物を持戻ったときは、荷受人にその旨を通知します。

(留置権行使)

第十六条 当社は、着地において運賃、料金等の支払を受けるべき貨物については、その支払を受けた後でなければ、当該貨物の引渡しをいたしません。

2 当社は、商人である荷送人が弁済期にある運賃、料金等を支払わなかったときは、その荷送人との利用運送契約によって当社が占有する荷送人所有の貨物を留置することがあります。

(荷送人に対する指図の催告)

第十七条 当社は、荷受人を確知することができない場合には、遅滞なく荷送人に対し相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図することを催告することができます。

2 当社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく荷受人に対し相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過後、さらに荷送人に対し前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることができます。

- 一 荷受人が着地において支払うべき運賃、料金等を支払わないとき。
- 二 荷受人が貨物の受取を拒み、又はその他の事由によりこれを受け取るができないとき。

(着地において運賃、料金等の支払を受けるべき貨物の返還)

第十八条 当社は、着地において運賃、料金等の支払を受けるべき貨物であって、荷受人がその支払を行わない場合において、前条第二項に規定する指図を催告したのち、相当の期間を経過しても、当該貨物の引渡しを完了することができないときは、荷送人の負担において、荷送人に当該貨物を返還することができます。

(引渡不能貨物の寄託と通知)

第十九条 当社は、当社が責任を負わない事由により、貨物の引渡しをすることができないときは、荷送人又は荷受人の負担をもって貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。

2 当社は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に通知します。

3 当社は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉荷証券の発行があったときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。

4 当社は、第一項の費用の弁済を受けるまで倉荷証券を留置することがあります。

(引渡不能貨物の供託)

第二十条 当社は、荷受人を確知することができない場合又は第十七条第二項各号に掲げる場合には、その貨物を供託することがあります。

2 当社が前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく荷送人又は荷受人にその旨を通知します。

- 3 前二項の規定は、第十七条第二項各号に掲げる場合について準用します。この場合において、前項中「荷送人」とあるのは「荷送人及び荷受人」と読み替えるものとします。

(引渡不能貨物の競売)

第二十一条 当社は、荷送人及び荷受人を確認することができない場合は、発駅及び着駅の営業所に次の各号に掲げる事項を公告した後三月を経過しても、なお、その権利者を知ることができないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しやすい貨物は公告後三月以内でも競売することがあります。

- 一 発駅及び着駅
 - 二 貨物の品名、荷姿及び数量
 - 三 貨物の保管場所
 - 四 公告後三月以内に申出がないときは競売する旨
 - 五 公告者の氏名又は名称及び住所
- 2 当社は、第十七条第一項の指図を催告しても荷送人がその指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しやすい貨物は催告しないでも競売することがあります。
- 3 当社は、第十七条第二項の指図を催告しても荷送人がその指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しやすい貨物は催告しないでも競売することがあります。
- 4 当社は、第二項の規定により競売をしたときは荷送人に、前項の規定により競売をしたときは荷送人及び荷受人に、遅滞なくその旨を通知します。
- 5 当社は、第一項から第三項までの規定により競売をしたときは、その代価をもって運賃、料金等及び催告又は競売に要した費用に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を荷送人に請求し、余剰があるときは、その残額を供託します。

(引渡不能貨物の任意売却)

第二十二条 当社は、荷受人を確認することができない場合又は第十七条第二項各号に掲げる場合において、貨物が損敗しやすいものであって、前条の手続をとるとまがないときは、荷送人又は荷受人の利益のために公正な第三者を立ち会わせて、当該貨物を売却することがあります。

- 2 前項の規定による売却には、前条第四項及び第五項の規定を準用します。

第三節 運賃及び料金

(運賃、料金等)

第二十三条 運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当社が別に定める運賃料金表によります。

- 2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを収受します。
- 3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当社の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不相当となったと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。

(運賃、料金等の支払方法)

第二十四条 当社は、運賃、料金等については、利用運送の引受けをしたときに荷送人から申し受けます。

- 2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人からその概算額の前渡しを受け、確定後これを精算します。
- 3 当社は、第一項の規定にかかわらず、運賃、料金等を着払とすることを認めることがあります。ただし、貨物の価額が運賃、料金等を担保するに足りないものについては、着払の取扱いをいたしません。

(積込料又は取卸料)

第二十五条 当社は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

(待機時間料)

第二十六条 当社は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第四十五条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当社が別に定める料金を収受します。

(延滞料)

第二十七条 当社は、利用運送の引受けをしたときまで（着払の運賃、料金等にあつては、着地において荷受人に引渡しをしたときまで）に荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をした日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で延滞料を申し受けます。

(運賃請求権)

第二十八条 当社は、貨物の全部又は一部が天災その他のやむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度

の損傷が生じたとき又は当社が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当社は、既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。

- 2 当社は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を収受します。

(特別費用)

第二十九条 次の各号の一に該当する場合には、これに要した費用は荷送人又は荷受人の負担とします。

- 一 荷送人又は荷受人の指示により集貨先又は配達先を変更したとき。
- 二 第三十三条第一項の規定により荷送人の指図に応じたとき又は同条第二項の規定により運送経路又は運送方法を変更したとき。
- 三 その他当社が特別の負担をしたとき。

(中止手数料)

第三十条 当社は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるものを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、利用運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

- 2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
 - 一 利用運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセント以内
 - 二 利用運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の三十パーセント以内
 - 三 利用運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

第四節 事故及び指図

(貨物の処分権)

第三十一条 荷送人は、当社に対して、利用運送の取消し、荷受人の変更、貨物の返送その他の処分を請求することができます。

- 2 前項の処分を請求しようとする者は、当社に対し書面による通知を行わなければなりません。
- 3 第一項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
- 4 当社は、第一項の規定にかかわらず、運輸上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、指図に応じないことがあります。
- 5 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(運賃、料金等の払戻しと追徴)

第三十二条 当社は、前条第一項の処分に応じた場合は、その処分に応じて鉄道運送事業者等の定めた約款その他の規則に準じて、運賃、料金等の払戻しをし、又は追徴金を申し受けます。

(運送経路等の変更)

第三十三条 当社は、天災その他やむを得ない事由により、当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったときは、その処理について期限を定めて荷送人の指図を催告します。

- 2 前項の場合において、当社の定めた期限までに荷送人の指図がないとき、又は荷送人の指図をまついとまがないと認めたときは、荷送人の利益のために、当社の裁量により運送経路又は運送方法を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により運送経路又は運送方法を変更したときは、遅滞なく荷送人にその旨を通知します。

(危険品の処分)

第三十四条 当社は、第十一条第三項に定める危険品につき、同条第二項による明告及び明記がなかった場合において、運送上の危険を除去するため、その貨物の取卸し、一時留置その他の必要な処分をすることがあります。明告及び明記があった場合において、その貨物が他の貨物に損害を与えるおそれが生じたときも同様とします。

- 2 前項前段の規定による処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
- 3 第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第五節 責任

(損害賠償責任)

第三十五条 当社は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失

若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又はその使用人その他当社が運送を委託した者がその貨物の受取、集配、積卸し、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物の滅失、損傷については、当該貨物が次の要件を満たし、かつ、当社が運送に関し通常払うべき注意義務を尽したことを証明したときは、当社に対し損害賠償の請求をしようとする者は、当社又は当社の使用人その他利用運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
 - 一 荷送人が当該貨物をコンテナに詰めたとき。
 - 二 コンテナの封印に異常がないとき。

(貴重品についての特則)

第三十六条 当社は、第十一条第三項に定める貴重品については、その種類及び価額の明告がないときは、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
 - 一 利用運送契約の締結の当時、貨物が貴重品であることを当社が知っていたとき。
 - 二 当社の故意又は重大な過失によって貴重品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(荷送人の申告等の責任)

第三十七条 当社は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、利用運送申込書の記載により又は荷送人の申告により利用運送引受書に品名、数量及び価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

(利用運送申込書等の記載の不完全等の責任)

- 第三十八条 当社は、利用運送申込書又は外装表示若しくは荷札における記載が、不実、不正確又は不完全であったために生じた損害については、その責任を負いません。
- 2 前項の場合において、当社が損害を被ったときは、荷送人がその責任を負うものとします。

(免責)

- 第三十九条 当社は、次の事由による貨物の滅失、損傷又は延着については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 荷送人又は荷受人の故意、過失
 - 二 貨物のきず、自然の消耗、虫食、鼠害
 - 三 貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、変質、さびその他これに類似する事由
 - 四 同盟罷業、同盟怠業、暴動、政治的又は社会的騒擾その他の事変、強盗
 - 五 不可抗力による火災、風水害等
 - 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開装、没収、抑留又は第三者への引渡し

(損害賠償額)

- 第四十条 当社が責任を負う事由により貨物が滅失又は損傷した場合は、その引渡しが行われるべき地及び時における貨物の価額を限度として賠償します。
- 2 前項の場合において、滅失又は損傷のため支払うことを要しない運賃その他の費用は、賠償額より控除します。
 - 3 第一項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
 - 4 当社が責任を負う事由により貨物が延着した場合の損害賠償の額は、特約のある場合を除き、運賃、料金等の総額を限度とします。

(悪意又は重大な過失)

第四十一条 当社は、前条の規定にかかわらず、当社の悪意又は重大な過失により貨物が滅失、損傷又は延着したときは、一切の損害を賠償します。

(当社の責任の消滅)

- 第四十二条 貨物の損傷又は一部損失についての当社の責任は、荷受人が異議をとどめないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、荷受人が引渡しの日から二週間以内に当社に対してその旨の通知を発したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当社がその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。
 - 3 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人が貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人に対して、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった旨の通知を発したときは、荷送人に対する当社の責任に係る第一項ただし書

の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

第四十三条 当社の責任は、貨物の引渡しが行われた日（貨物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しが行われるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができます。

3 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当社の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

（賠償に基づく権利取得）

第四十四条 当社が貨物の全部の価額を賠償したときは、その貨物に対する一切の権利は当社に帰属します。

第三章 附帯業務等

（附帯業務等及び附帯業務料）

第四十五条 当社は、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の通常貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）等を引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当社の責任においてこれを行います。

（品代金取立ての追付等）

第四十六条 品代金取立ての追付又は取立代金の変更は、当該貨物の発送前にして、かつ、関係書類の発送前に限り、その取扱いをいたします。

（品代金取立料の払戻し）

第四十七条 当社は、品代金取立ての取扱いをした貨物に対し、荷送人が当該貨物の発送後、代金取立ての委託を取消した場合、又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により、代金の取立てが不能となった場合には、品代金取立料の払戻しをいたしません。

（付保）

第四十八条 利用運送の申込みに際し、当社の申出により荷送人が承諾したときは、当社は、荷送人の署名又は記名捺印をいただき、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。

2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

（附帯業務等についての責任）

第四十九条 当社が附帯業務等を引き受けた場合における当社の責任については、第二章第五節（責任）の規定を準用します。